

【地域福祉計画の根拠法】 社会福祉法第107条(改正前)
 【規定する内容】 ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【本市の地域福祉計画】 「北九州市の地域福祉2011～2020」
 平成22年度策定(計画期間;平成23～32年度) ※2017年に見直し強化プランをまとめた。



社会福祉法第107条(H29年改正後)
 ①地域における「高齢者・障害者・児童・その他の福祉に共通して取り組む事項」
 ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
 ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
 ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

「北九州市の地域福祉 2011～2020」の概要

<基本理念>
 市民一人ひとりがきずなを結び共に支え合う
 地域福祉のまちづくり

<基本目標1>
 【地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり】
 ●市民の地域福祉に対する意識の醸成
 ・「北九州市の地域福祉」の普及・啓発
 ・福祉・ボランティア教育の推進
 ・家庭・地域・学校の連携の推進
 ・地域で暮らすすべての人の人権の尊重
 ●お互いに支え合う関係づくりの促進
 ・地域における交流の場づくりの促進
 ・高齢者や障害のある人の社会参加の支援
 ・認知症対策の一体的な推進

<基本目標2>
 【地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進】
 ●地域の保健福祉活動の促進
 ・活動に携わる人材の育成支援
 ・地域で活動しやすい環境づくり
 ・地域における健康づくり活動の推進
 ・分かりやすい情報提供の促進
 ●支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築
 ・いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化
 ・区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会活動の推進
 ・関係機関の連携の強化
 ・災害時要援護者避難支援事業の推進

<基本目標3>
 【必要なサービスを適切に提供するための仕組みづくり】
 ●適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築
 ・相談・支援窓口体制の機能強化
 ・地域包括支援センターの運営
 ・家庭訪問や身近な施設における相談の実施
 ・福祉サービスの質の向上の支援
 ・地域福祉権利擁護事業の実施支援
 ・保健・医療体制の維持・確保
 ・適切なセーフティネットの構築
 ●新たな生活課題への対応
 ・NPO・ボランティア活動の促進
 ・NPOなどによる公益活動の支援
 ・民間企業などと連携した地域の防災体制づくり

中間見直し強化プラン(2017年6月)

<充実・強化すべき13の方向性>

- ◆一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域」づくり
 【方向性1】
 ●意識の醸成
 【方向性2】
 ●交流の促進
 【方向性3】
 ●地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築
 【方向性4】
 ●ボランティア・互助活動の促進
 【方向性5】
 ●NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化
 【方向性6】
 ●多様な地域人材の育成と役割分担
- ◆一人ひとりが抱える課題を「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組み」づくり
 【方向性7】
 ●本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり
 【方向性8】
 ●アウトリーチ・伴走型支援の充実
 【方向性9】
 ●困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応
 【方向性10】
 ●経済的自立の支援
 【方向性11】
 ●健康づくりや認知症・介護予防の支援
 【方向性12】
 ●介護・福祉サービスの生産性向上
 【方向性13】
 ●多様な福祉専門人材の育成

次期計画(2021～2025)の方向性

ガイドライン(平成29年12月)

- ◆地域福祉計画の策定ガイドライン(計画に盛り込むべき主な事項)
 ①地域における「高齢者・障害者・児童・その他の福祉に共通して取り組む事項」
 ・制度の狭間の課題への対応の在り方
 ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 ・地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域、それ以外の圏域との関係の整理
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 ・利用者の権利擁護
 ・避難行動要支援者の把握、日常的な見守り・支援の推進方策
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
 ・社会福祉法人の「公益的な取組」の推進
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
 ・ボランティア等の社会福祉活動への支援
 ・住民等による地域福祉推進への主体的参加の促進
 ・地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項
 ・住民に身近な圏域で、住民が主体的に課題を把握、解決を試みる環境の整備
 ・住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ⑥社会福祉協議会の基盤の整備強化

新たに盛り込む視点

- 【社会福祉法の改正】
 ●地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(H29改正)
 <地域福祉の推進の理念を規定>
 ・地域福祉の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、関係機関との連携等による解決が図れることを目指す。
 <地域福祉計画の充実>
 ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。
 ●地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(R2改正)
 <地域福祉の推進に関する事項>
 ・地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行う。
 <重層的支援体制整備事業に関する事項>
 ・市町村は地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
 <地域福祉計画の見直しに関する事項>
 ・市町村市域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとする。
 <その他検討課題>
 ・感染症拡大予防の「新しい生活様式」対応